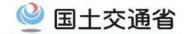
# フィーダー補助申請スケジュール

		令和7年度							令和8年度															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「あいのりいなみ」の 運行予定						「あいのりいなみ」運行期間																		
国庫(フィーダー) 補助期間							<b>~</b>		4		年度 今回(							<b>&gt;</b>						
稲美町地域公共交通 活性化協議会			改善計画策定確保維持					交補 付助金 請		事業評価					改善計画策定					交付 申 請		事業評価		
国(運輸局)						改善計画認定					額の確定交付決定及び	補助金交付						改善計画認定					額の確定交付決定及び	補助金交付

# 地域公共交通確保維持事業 陸上交通:地域内フィーダー系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

#### 補助内容

#### 〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



<補助対象経費算定方法> 経常費用

(事業者のキロ当たり経常費用 ×系統毎の実車走行キロの実績)

#### 経常収益

(系統毎の運送収入、運送雑収 及び営業外収益の実績)

### 〇 補助率

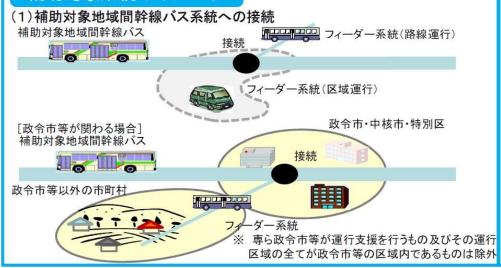
1/2

#### 〇 主な補助要件

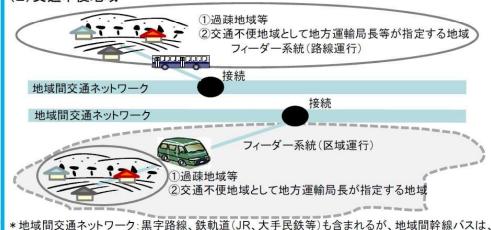
協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎 地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するもので あること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること (定時定路線型の場合に限る。)
- •経常赤字であること

#### 補助対象系統のイメージ



#### (2)交通不便地域



\* 地域間交通ネットワーク: 黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは 幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

令和 7年 6月 日

(名称) 稲美町地域公共交通活性化協議会

#### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

稲美町内には鉄道が走っておらず、車を運転できない高齢者等にとってバスや一般のタクシーは欠かすことのできない公共交通機関となっている。しかしながら、人口の減少と自家用車の普及でバス利用者は減少し、減便などに伴う利用環境の悪化が進んでいる。

また、現在のバス路線は基本的に各集落から駅へと向かうため、日常生活に必要不可欠な役場及び周辺の医療施設、商業施設の多い場所へのアクセスは不十分であり、特に母里地区及び天満南地区については、役場周辺への交通手段が確保されていないという現状である。

上記のような背景を踏まえ、日常生活においての移動を確保するため、地域内フィーダー系統としてデマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を維持することが必要であると 考え、本計画を策定する。

#### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

1日あたりの利用者数を15人以上とし、1か月の平均利用者数を350人とする。 公的負担額を21,405,000円とする。

収支率を 7.5%以上(直近年度の実績 7%)とする。

#### (2) 事業の効果

稲美町デマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を運行することにより、町内全域の 高齢者をはじめとした、交通弱者の買い物や通院といった日常生活に必要不可欠な移動の 確保を図る。

また、路線バスの停留所に接続するだけでなく、路線の起点となるバス停に無料で接続するなどの路線バスの利用促進を図ることで、既存の公共交通との補完関係を構築し、持続可能な公共交通体系の確保を図る。

さらには、本移動支援により外出促進・地域活性化にもつながる。

#### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・住民の代表者による利用促進委員会を設置し、直近の利用状況の共有を図るとともに、 利用促進委員会の委員である民生委員・児童委員やシニアクラブ連合会などを通じ、移 動手段に困っている人へダイレクトに制度の周知を図ることで、行政では行き届かない きめ細やかな利用促進を図る。
- ・路線の起点となるバス停を無料乗降ポイントとして設定するなど、路線バスの利用者の利便性向上を図る。
- ・民生委員・児童委員等の会合に赴き、制度説明や利用方法等の講座を設け、利用促進を 図る。
- ・免許返納者に対し、1年間の無料利用特典を実施。
- 実施主体は、稲美町地域公共交通活性化協議会とする。

# 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

稲美町地域公共交通活性化協議会から運行事業者への委託料については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

委託事業者の毎月の実績報告により、利用者数や収支、運行台数等の実態を評価。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

### 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

#### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

#### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

#### (2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【**貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

※該当なし

#### 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年3月11日(令和6年度第2回)
  - 令和7年度事業計画(案)

令和7年度収支予算(案)

• 令和7年6月20日(令和7年度第1回)

令和6年度事業報告

令和6年度決算報告、会計監査報告

地域内フィーダー系統補助の申請について

#### 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・社会実験期間中に寄せられた問合せ内容を広報において掲載し、制度の不明点の解消に 努めた。
- ・令和3年7月に稲美町地域公共交通計画策定に併せて、アンケート調査を実施し、ニーズ調査を行った。
- ・稲美町地域公共交通活性化協議会で、住民からの意見を諮り、制度向上に努めた。
- ・稲美町デマンド型乗合タクシー利用促進委員会を開催予定。

#### 20. 稲美町における「あいのりいなみ」の位置づけ

「あいのりいなみ」は、稲美町民の生活交通として必要なものであり、加古川市内の目的地は兵庫県立加古川医療センターのみであることから、加古川市民の利用を想定しておらず、加古川市地域公共交通計画に生活交通として補助対象系統へ位置付ける予定はない。また、「あいのりいなみ」運行経費に対して、加古川市に費用負担を求めていない。

#### 別 紙(地域内フィーダー系統)

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1 (所 属) 経営政策部企画課 (氏 名) 蓬莱 敦司 (電 話) 079-492-9130 (e-mail) kikaku@town. hyogo-inami. lg. jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

#### 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

#### R9年度~計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

		運行系統名等	運行系統			系統	計画運行	計画運行回数	利便増進特例	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行   日数 	埋仃 回数	特例措置	特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	ルミナスタクシー 株式会社	(1) あいのりいなみ		稲全兵立川セター		往 km 復 km	240日	3360⊡			区域運行	1)	補助対象地域間 幹線系統の土山 駅〜母里線、土山 駅及び加工と 新田び加工と 駅及が開出 、上山 駅及新田北いる。	3
稲美町		(2)				往 km 復 km	日							
		(3)				往 km 復 km	日	•						
		(4)				往 km 復 km	日	0						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

#### (注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

#### 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	稲美町
市区町村名	稲美町

(単位:人)

	(年位:八/
	人口
人口集中地区以外	21,778
交通不便地域等	

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
稲美町地域公共交通計画	R4.3.31	

#### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」 と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方 運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

#### 2.4 稲美町の交通をとりまく現状と課題のまとめ

・本町の公共交通をとりまく現状と今後の課題を、統計データやアンケート調査結果から整理し、以下のとおりにまとめています。

< 公共交通をとりまく現状と今後の課題 >

#### ■ 公共交通をとりまく現状

- ・本町では今後も人口減少が続き、将来的には人口の約 40%が 65 歳以上の高齢者となると予想されています。(P.5)
- ・鉄道は住民の広域的な移動に欠かせない移動手段ですが、乗車人員のうち JR 土山駅は 横ばい、JR 東加古川駅は近年微減傾向にあります。(P.9)
- 路線バスは JR 土山駅や JR 加古川駅に接続する重要な移動手段で、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより 2020 年度(令和2年度)は乗車人員が減少しています。(P.11)
- ・社会実験中である「あいのりいなみ」の利用者数は、増加傾向にあります。(P.14)
- タクシーの運行は、国岡地区に関係する移動が最も多くなっていますが、JR 土山駅などの鉄道利用の移動も一定数みられます。(P.19)
- ・高齢者等の移動に対する福祉施策のうち、高齢者優待利用券(バス・タクシー券)\*の利用は増加傾向にありますが、福祉タクシー利用券\*の利用や外出支援サービス事業\*の利用者数は減少傾向にあります。(P.20~P.22)
- ・交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、高齢者の事故割合は増加傾向にあります。また、運転免許証自主返納者数は年々増加傾向にあります。(P.23)
- ・65歳以上の高齢者の外出率や移動量は増加傾向にあります。(P.25、P.26)
- 通学目的を除く住民の約7割以上の人が主な移動手段として自動車を利用(送迎・運転) しており、自動車に依存した交通体系になっています。(P.31)
- JR 土山駅には路線バスが接続しているため、バスの利用が多くなっていますが、JR 東加古川駅には路線バスが接続していないため、自動車やバイク、タクシーの利用がみられます。(P.32)
- •75 歳以上の高齢者の約半数の人が「自動車等を気軽に利用できない人\*」となっており、 気軽に利用できる人と比べて移動に関して何らかの問題を抱えている傾向が大きくなっ ています。(P.33~P.35)
- ※ 「自動車等を気軽に利用できない人」は「自動車運転免許証を持っていない」、「世帯に自動車等がない」 または「自動車等はあるが自由に利用できない」人としている

#### ■ 今後の課題

# 人口の減少及び高齢化の進展 町内郊外部に残されている公共交通不便地域\*

- ・本町では近年人口が減少しており、高齢者は現在約32%(約9,800人)となっています。今後も全体的に人口が減少していく中で、高齢者割合は増加し、2055年(令和37年)には約40%(約9,100人)と高い割合が続くと予測されています。
- ・本町では住民の約6割にあたる約18,000人が、公共交通(バス停)が近くにない地域に居住しています。
- •人口が多いエリアでも公共交通(バス停)が近くにない地域が一部存在しています。

# 気軽に外出しづらくなっている人の増加 公共交通に対する需要の多様化

- 自動車を気軽に利用できない人は高齢者を中心に多くなっており、日常生活での移動がしにくい状況となっています。
- ・住民は町内での移動が多いものの、町外の加古川市、明石市、神戸市等の近隣市町 への移動も一定数みられます。
- ・町外への移動需要に対して、既存の路線バスで対応できていない地域も残されています。

## 自動車への依存がみられる住民の移動

- ・住民が移動で自動車を利用している割合が7割以上と多く、公共交通である鉄道や バスの利用は比較的少なくなっています。
- 町内の高齢者においては、高齢化率の上昇とともに、高齢者による交通事故の割合 も近年増加しています。

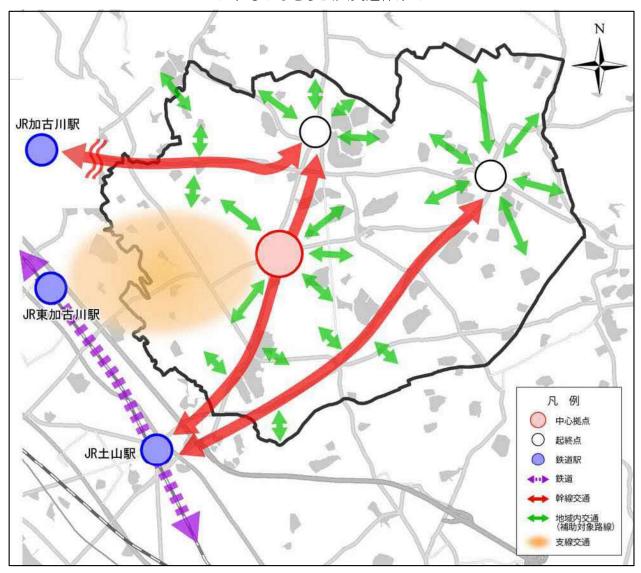
#### 4.3 公共交通の整備方針

「稲美町都市計画マスタープラン\*」で位置づけられている"都市的活動拠点"を『中心拠点』、路線の起点となるバス停を各地域の公共交通の『起終点』としました。

また、既存の公共交通である「幹線交通(路線バス)」を公共交通の軸とした上で、 幹線交通軸に集まる形で「地域内交通(デマンド型乗合タクシー\*)」が運行する方針 とします。

加えて、住民の移動需要が見込まれる地域については、鉄道軸につながる「支線交通(新たな公共交通)」の検討など、交通需要を見据えながら、事業手法や使用車両、運行特性、運行主体などを踏まえた公共交通手段を検討します。また、「地域内交通(デマンド型乗合タクシー\*)」の町外運行について、協議が調ったものは運行を実施していきます。

#### < 本町がめざす公共交通体系 >



#### 5.2 各種施策 • 事業

#### ◆計画目標 1 公共交通体系の整備

施策	①路線バスの維持・再編											
実施主体	稲美町・	稲美町・交通事業者										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	
実施時期												
大心时知												
					<b>林</b> 稅	的に実施						
	牛活交	通とし	て必要	不可欠で	である路	線バス	(地域)	<b>間幹線3</b>	系統*):	を維持	・確保す	
		生活交通として必要不可欠である路線バス(地域間幹線系統*)を維持・確保す るため、他の地域旅客運送サービスとの補完関係を構築し、持続可能な公共交通										
事業内容	の確保を											
尹木门位												
	どを加味	えした上	で連行	タイヤヤ	アルート	トについ	1(父通	事業者	との協詞	義を行り	\、地域	

< 路線バス確保・維持に向けた国の支援制度(地域公共交通確保・維持事業)>

#### 地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

で守り育てます。

#### <支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
  - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や 車両購入、貨客混載の導入を支援
- O 離島航路·航空路の運航
  - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援









#### 通常の支援内容 路線バス・デマンド型タクシーの運行 対象系統 【地域公共交通確保維持事業(陸上交 【地域間幹線系統】 通:地域間幹線系統補助・地域内フィー ① 複数市町村にまたがるもの ダー系統\*補助)】 ② 1日あたりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が 15 人~150 人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス 系統\*を補完するものまたは交通不便地域\*における移動手段 の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助または公有民営補助(補助率:1/2)

出典) 国土交通省ホームページ

< 稲美町内バスにおける現状の位置付け >

#### 【地域間幹線系統】

本町と他市町を結ぶ広域的な移動手段としての役割を有する。

【対象】稲美町内全3系統(土山駅~上新田北口線、土山駅~母里線、加古川駅~上新田北口線)

#### 【地域内フィーダー系統】

地域間幹線系統に接続し、幹線だけではカバーしきれない地域を支線的に補完する役割を有する。

【対象】デマンド(予約)型乗合タクシー\*「あいのりいなみ」

施策	②交通不便地域*における移動手段の確保									
実施主体	稲美町・稲美町地域公共交通活性化協議会*・交通事業者									
実施時期	R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13   (2022) (2023) (2024) (2025) (2026) (2027) (2028) (2029) (2030) (2031)   連行改善 本格運行									
事業内容	2020年(令和2年)12月から社会実験を行ったデマンド(予約)型乗合タクシー*「あいのりいなみ」(地域内フィーダー系統*)について、社会実験の結果などを踏まえて、2022年(令和4年)4月から本格運行を行います。また、町外の目的地の設定については、県立加古川医療センターに引き続き検討し、協議が調ったものは運行を実施します。									

# < デマンド (予約) 型乗合タクシー「あいのりいなみ」の運行概要 >

運行日	月曜日から金曜日 (祝日•年末年始は運休)
便数	1日7便
運行時間	1便目: 8:30~ 9:30 2便目: 9:30~10:30 3便目: 10:30~11:30 4便目: 12:00~13:00 5便目: 13:00~14:00 6便目: 14:00~15:00 7便目: 15:00~16:00
利用方法	電話予約 (1週間前~当日の90分前まで受付)
利用料金	町内:400円 (※ 保護者同伴の小学生未満無料、運転免許返納者のうち、 町外:800円 (一定の条件にあてはまる者が届け出た場合、1年間無料) (以下の条件に当てはまる場合は半額) ・小学生 ・満65歳以上の人 ・障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている人 ・要介護・要支援の認定を受けている人 ・母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の人 ・介添人(第1種身体障がい者、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級の利用者1人につき同乗する介添人1人)
利用できる目的地	<ul><li>・自宅</li><li>・町の指定した施設(公共施設、学校・園、金融機関、商業施設、医療施設、公園)</li><li>・最寄りのバス停</li><li>・無料乗降ポイント</li></ul>

#### 5.3 評価指標の設定

#### (1) 計画全体の評価指標

基本理念「ともに支え 未来につなぐ いなみの公共交通」の実現に向け、計画の達成状況 を評価するため、計画全体に対する目標を設定します。

2020年(令和2年)10月に実施した住民アンケート調査結果では、地域の交通手段に関して満足度が低かったことから、この状況を改善するために評価項目として設定しました。また、公共交通における収支の定量的な目標を兼ねて、公的資金投入額を設定しており、現状を維持していくことをめざします。

計画全体の評価指標								
評価指標	現状値	目標値						
地域の交通手段に対して不満に感じている人の	70.3%	60.0%未満						
割合の低減*1	(2020年度[令和2年度])	(2031 年度[令和 13 年度])						
   利用者1人あたり公的資金投入額* <sup>2</sup>	45 円/人	45 円/人						
四月日1八のたり五町東並汉八根	(2020年度[令和2年度])	(2031年度[令和13年度])						

<sup>※1</sup> 現状値は 2020 年(令和 2 年) 10 月に実施した住民アンケート調査結果の「不満」「やや不満」の合計 ※2 現状値は 2020 年度(令和 2 年度)の路線バス及び「あいのりいなみ」の行政負担額と利用者数の割合

#### (2) 計画目標別の評価指標

本計画で設定した3つの計画目標について、計画の達成状況を評価するため、それぞれに対 する目標を設定します。

計画目標 1:公共交通体系の整備								
評価指標	現状値	目標値						
「あいのりいなみ」利用者数*1	8.4 人/日 (2021 年度 [令和3年度])	15 人/日以上 (2031 年度 [令和13 年度])						
路線バス利用者数**2	366 千人/年 (2020 年度 [令和 2 年度])	460 千人/年以上 (2031 年度 [令和13年度])						

<sup>※1</sup> 現状値は社会実験中の2020年(令和2年)12月~2021年(令和3年)12月までの日平均利用者数 (利用者数÷営業日数)

<sup>※2</sup> 現状値は本町を運行する 4 系統の年間利用者数

計画目標 2:公共交通環境の充実		
評価指標	現状値	目標値
IC カード*利用割合	66%	76%以上
10 分   作 构用到日	(2020年度[令和2年度])	(2031年度[令和13年度])

<sup>※</sup> 現状値は本町を運行する路線バス 4 系統の IC カード平均利用割合

計画目標 3:支える仕組みづくり		
評価指標	現状値	目標値
モビリティ・マネジメント参加者数 (年間)	24 人/年 (2020 年度 [令和 2 年度])	100 人/年以上 (2031 年度 [令和13年度])

<sup>※</sup> 現状値は 2020 年度(令和 2 年度)におけるモビリティ・マネジメント参加者数